

【展開方向2】在宅福祉活動の推進

長官の政策方針 8

1. 福祉サービス等の利用促進

■ 現状と課題 ■

在宅福祉活動は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするために不可欠であり、市や関係機関等との連携を強化し、必要とされるサービスや支援が適切に提供できるようにしていく必要があります。

社会福祉協議会では、市の策定した第5次土佐市行政振興計画や高齢者福祉・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画、次世代育成支援行動計画等との連携のもと、在宅福祉活動の充実に努めています。

しかし、在宅福祉活動の領域は非常に広範囲にわたることから、様々な課題があります。例えば、「介護保険事業等を通じて得た情報と、組織団体の活動を通じて得た情報との整合性」や「障害者支援に関する事業における、制度と実態の整合性」「給食サービスにおける、対象者の増加と調理ボランティアの減少、財源の確保」などがあげられます。

地域住民、行政を含めた関係機関・団体等との連携体制の強化により、これらの山積した検討課題を一つひとつ解決しながら、適切なサービスの提供を継続実施していく必要があります。

■ 活動の目標と主な取り組み ■

◆ 介護保険事業の推進 ◆

- ・訪問介護・訪問入浴・居宅介護支援・介護予防事業など、一連の介護保険事業を適正かつ円滑に推進します。

◆ 障害者福祉サービス事業の推進 ◆

- ・身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児への、一連の障害者福祉サービス事業を適正かつ円滑に推進します。

◆ その他の在宅福祉サービス事業の推進 ◆

- ・機能回復訓練事業の実施
- ・ひとり暮らし高齢者の給食サービスの実施（月2回）
- ・ひとり暮らし高齢者世帯の見守り活動の充実
- ・小地域福祉ネットワークづくり事業の推進
- ・日常生活用具（車いす、介護ベット等）貸付事業の推進
- ・寝たきり高齢者等へのオムツ配布事業
- ・チャイルドシート貸出事業の推進
- ・民生委員・児童委員協議会「児童部会」との連携のもと、児童の健全育成・子育て支援の推進 など。

2. 権利擁護と虐待防止

■ 現状と課題 ■

誰もが住み慣れた地域の中で、いきいきと生活していくためには、保健・医療・福祉等の幅広い分野に関して、高齢者や障害者、認知症高齢者などの視点に立った総合的な相談・助言体制を確立するとともに、情報提供の推進を図ることが重要です。

特に、認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分なため日常生活に困っている人に対しては、様々な生活支援やサービス利用援助が必要です。

支援制度として、日常生活自立支援事業がありますが、今後は、広報・告知などを通じてより一層の周知を図る必要があります。

また、家族の絆や地域コミュニティが希薄になりつつある地域社会において、児童や高齢者、障害者等に対する虐待の防止も近年の大きな課題となっています。

法律面からみると、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12 年施行）、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 18 年施行）に続き、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 24 年に施行されています。この法律は、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障害者を養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めたものです。

児童や高齢者、障害者にとどまらず、すべての人に対する虐待行為を防止していく必要があります。

■ 活動の目標と主な取り組み ■

◆ 日常生活自立支援事業の推進 ◆

- ・ 事業の広報・周知を充実します。
- ・ 関係機関・団体等との連携体制の強化により、判断能力が不十分なため日常生活に困っている人々の把握に努めます。
- ・ 福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の拡充を図ります。
- ・ 援助を行う生活支援員の養成及び研修を充実します。
- ・ 利用者のニーズにきめ細かく対応できるよう、関連機関・団体との連携を強化し、支援体制の充実に努めます。

◆ 虐待防止への取組推進 ◆

- ・ 児童や高齢者、障害者をはじめとして、すべての人への虐待防止を推進するために、虐待を受けた人に対する保護、養護者に対する支援等についての理解促進を図るとともに、虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応等適切な支援が図られるように努めます。

3. 低所得者対策の推進（しあわせを高める推進）

■ 現状と課題 ■

社会福祉協議会では、生活が困窮している世帯、障害者や介護を要する高齢者が同居している世帯などに対して、低い金利（一部無利子）でお金を貸し付けることによって、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図る貸付制度を実施しています。

厳しい雇用経済情勢の中で、失業者や低所得者の増加に対して、こうした制度の周知を図り、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしができるよう支援していくことが必要です。

■ 活動の目標と主な取り組み ■

◆福祉資金の貸付事業の推進◆

- ・低所得者世帯や障害者世帯、高齢者世帯に無利子または低利で福祉資金・教育支援資金等の貸付を行います。

◆生活福祉資金貸付事業の推進◆

- ・低所得者世帯などに対して、低利または無利子での資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、安定した生活ができるように支援します。

◆更生指導・資金利用及び償還指導◆

- ・低所得者世帯に対する更生指導や、民生委員・児童委員との密接な連携のもとに資金利用及び償還指導を行います。